

大規模災害発生時における緊急消防援助隊山形県大隊の 人員等が移動する際の貸切バスの運行に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県バス協会（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時に緊急消防援助隊山形県大隊応援等実施計画に基づいて、緊急消防援助隊山形県大隊（以下「山形県大隊」という。）が消防応援活動を円滑に実施するため、山形県大隊の人員等を移動する際の貸切バスの運行（以下「バス運行」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（定 義）

第1条 本協定書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「代表消防機関」とは、山形県代表消防機関（山形市消防本部）をいう。
- (2) 「会員」とは、一般社団法人山形県バス協会の会員をいう。
- (3) 「大規模災害」とは、災害対策基本法第2条に定義される「災害」の大規模なものをいう。
- (4) 「資機材等」とは、山形県大隊の人員が手荷物として持参する食糧及び装備品並びに代表消防機関が会員に貸切バスへの持ち込みを協議し、認められた物品をいう。
- (5) 「指定場所」とは、被災地での安全が確保されている場所として、代表消防機関が指定する場所をいう。

（要 請）

第2条 甲は、バス運行の必要があると認めるときは、乙又は会員に対し別記様式1により要請を行うものとする。ただし、別記様式1により要請する時間的余裕がないときは、口頭又は電話等により要請し、事後、速やかに別記様式1を提出するものとする。

- 2 甲は、代表消防機関に前項の要請を代理させることができる。
- 3 甲又は前項の規定により甲を代理した代表消防機関は、第1項の要請を直接会員に行ったときは、乙に対し、速やかに会員への要請と同様の方法により報告するものとする。
- 4 会員は、第1項又は第2項の規定によるバス運行の要請を受けたときは、可能な範囲で次条第1項の業務を行えるように努める。

（バス運行）

第3条 甲又は代表消防機関の要請に基づき、会員が行う業務は次のとおりとする。

- (1) 山形県内から指定場所までの山形県大隊の人員及び資機材等の輸送。
- (2) 指定場所から山形県内までの山形県大隊の人員及び資機材等の輸送。
- (3) その他、本協定において、甲が必要と認める人員及び資機材等の輸送のための、バス運行に関すること。
- 2 会員は、前項の業務（以下「業務」という。）を実施するにあたり、旅客自動車運送事業運輸規則の規定を遵守するものとする。

（報 告）

第4条 会員は、前条第1項の業務を実施した場合は、速やかに甲及び代表消防機関並びに乙に対して別記様式2によりその業務内容を報告するものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の規定により実施した業務に要した費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲及び第3条第1項の業務を実施した会員が協議のうえ決定するものとする。
- 3 高速自動車国道等の通行料は、「緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて（平成31年3月29日付け消防広第76号消防庁広域応援室長通知）」に基づき、料金徴収の対象外となるため、費用には含めないものとする。

(費用の請求及び支払)

第6条 会員は、業務終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(故障等による対応)

第7条 会員の供給したバスが故障その他の理由により運行を中止したときは、会員は速やかに当該バスを交換してその供給を継続するものとする。

2 前項の事由が発生したときは、会員は甲及び代表消防機関並びに乙に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(損害賠償)

第8条 山形県大隊の人員がバス運行においてバス等へ直接の損害を与えた場合は、所属する消防本部がその賠償の責を負うものとする。

2 会員は、バスの運行に際し、会員の責に帰する理由により、バスの利用者及び第三者に損害を与えたときは、会員の規定により責を負うものとする。

(資料の提供)

第9条 乙は、会員のうち、この協定による運行に協力することができるものの連絡先を記載した名簿と運行に提供することが可能なバス車両の規模、台数等の一覧表を毎年1回(変更のあった場合に限る)、甲及び代表消防機関に提供するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては防災くらし安心部消防救急課長、代表消防機関にあつては山形市消防本部警防課長とし、乙にあつては山形県バス協会専務理事とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適 用)

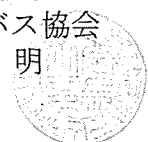
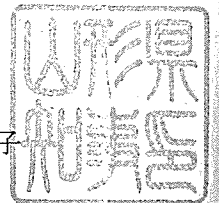
第12条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和5年8月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子

乙 山形市大字漆山字行段1422
一般社団法人 山形県バス協会
会 長 村 紀 明



消 救 第 号
令和 年 月 日

大規模災害発生時における緊急消防援助隊山形県大隊の
人員等が移動する際の貸切バスの運行業務要請書

一般社団法人山形県バス協会 会長 殿
(〇〇〇〇〇〇 様)

山形県知事

大規模災害発生時における緊急消防援助隊山形県大隊の人員等が移動する際の貸切バスの運行に関する協定書第 2 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請事由

2 業務内容

運行会社 (台数)	運行期間	運行区間	備考 (バス利用者数)
会社名 台数 ()	(自) 月 日 (至) 月 日	(経由地) から まで	
会社名 台数 ()	(自) 月 日 (至) 月 日	(経由地) から まで	
会社名 台数 ()	(自) 月 日 (至) 月 日	(経由地) から まで	
会社名 台数 ()	(自) 月 日 (至) 月 日	(経由地) から まで	
会社名 台数 ()	(自) 月 日 (至) 月 日	(経由地) から まで	

大規模災害発生時における緊急消防援助隊山形県大隊の
人員等が移動する際の貸切バスの運行業務報告書

山形県知事

様

業務実施事業者名

代表者氏名

大規模災害発生時における緊急消防援助隊山形県大隊の人員等が移動する際の貸切バスの運行に関する協定書第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

業務実績内容

運行車両		運行 従事者	運行期間			運行区間	
種別		人	(自)	月	日		から
台数	台		(至)	月	日		まで
種別		人	(自)	月	日		から
台数	台		(至)	月	日		まで
種別		人	(自)	月	日		から
台数	台		(至)	月	日		まで
種別		人	(自)	月	日		から
台数	台		(至)	月	日		まで
種別		人	(自)	月	日		から
台数	台		(至)	月	日		まで

バス協会への貸切バスの運行要請及び実施の流れ

